

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例

< 通称: 北海道産業振興条例 >

[平成19年12月制定]

目的(第1条関係)

企業立地の促進と中小企業の競争力強化に関する施策を一体的・相乗的に推進

産業構造の高度化による自立型経済構造への転換

北海道経済の活性化と雇用機会の創出

道の責務(第3条関係)

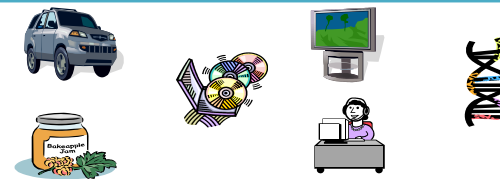
- ・施策を一体的・相乗的に実施する責務
- ・国、市町村、大学、産業関係団体等との緊密な連携

事業者等の役割(第4条関係)

- ・事業者は、投資活動、経営革新、国内外へ販路拡大に努める
- ・産業関係団体は、道と連携し、施策に貢献するよう努める

施策の基本方針(第5条関係)

高い経済波及効果を及ぼす産業の発展
成長発展が期待される産業の創出・発展
地域の特性に応じた産業の発展
商品等の付加価値の向上をめざす中小企業育成



基本的施策(第6～11条関係)

企業立地及び道内中小企業の取引参入一体的促進
人材の育成・確保
中小企業の経営革新・産業技術開発の促進

中小企業の道内外における販路等拡大創業、新事業・新産業の創出促進
産学官・産業間の連携促進

助成措置(第13・14条関係)

- ・企業立地の促進や中小企業の競争力強化に関する助成の根拠配慮事項について規定
- ・助成の要件、手続、金額等は規則で定める

附則

- ・平成20年4月1日施行、企業立地促進条例・創造的中小企業育成条例の廃止と経過措置、3年後の見直し検討規定

施行規則(平成20年3月制定) < 助成措置の検討視点 >

選択と集中の視点による立地助成
立地企業への地場企業の参入促進
食品をはじめとする地域産業の活性化
確実な成果を出すための中小企業支援

